弘田委員長　ただいまから議員定数問題等調査特別委員会を開きます。
本日は、議員定数問題等に関する検討課題について御協議願うためにお集まりいただきました。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

１．　議員定数問題等に関する課題について

弘田委員長　まず、協議事項の１、議員定数問題等に関する課題についてであります。
お手元の資料２の１議員定数については、前回現行どおりとすることで結論が出ておりますので、２選挙区及び３選挙区別議員定数についてであります。
前回の委員会で項目ごとに結論を出すのではなく、各会派から、全体的な選挙区の構成案をお示しいただき、その上で決定することとなりました。
各会派に改めて確認した結果、県民の会から国勢調査の速報値を受けた最終案、そして、自民党から現行どおりとする案の２案が示されました。県民の会案については資料３、自民党からは前回の委員会での意見を踏まえて修正されました会派としての考え方を資料４につけてあります。
それでは、県民の会から案について御説明を願います。

坂本委員　議員定数問題等の在り方に関する見直し案について、先ほど委員長から報告もありました最終案を提出させていただきましたので、御説明をさせていただきたいと思います。
これまでの委員会における議論、そして明らかになった国勢調査速報値を踏まえて、県民の会としては当初に提出した議員定数及び選挙区の在り方に関する県民の会の整理というものをこれまで提出してましたが、それを修正した最終案となっています。
これまでの議論で、議員定数については、先ほどの委員長の報告のとおり現行の37人で一致を見たほか、ただ逆転現象の解消ということについては、各会派で多少の差異はあれども、課題意識を持たれているということがこの間の特別委員会の議論で明らかになったというふうに思っています。
そこで県民の会としては、選挙区の構成及び選挙区別議員定数の在り方について、逆転現象の解消を重視した見直し案に修正した最終案を提出させていただきました。
会派としてはまだ課題意識は残るものの、今期においては当初案を変更した部分についての理由を説明させていただきたいと思います。
当初の安芸市・芸西村と奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村の合区案については、中芸５か町村の首長からの御意見や国勢調査速報値による配当基数が0.5を割らなかったことなどを踏まえて現行を維持することとしました。
一方、吾川郡は土佐市との逆転現象を解消するため、当初の吾川郡分割をせず、土佐市との合区として定数を３とさせていただいておりま

す。
　また、当初の四万十市と黒潮町の合区については、黒潮町選挙区が国勢調査速報値によって配当基数が0.5を割らなかったことから現行を維持しております。
　また、香美市と長岡郡・土佐郡の合区については、当初案どおり、逆転現象解消の面からも合区によって定数は２名とするということとさせていただきました。
　佐川町・越知町・日高村は、当初案どおり現行の１名とし、中土佐町・椎原町・津野町・四万十町と仁淀川町を合区するという最初の案は、郡をまたがることとなるので回避して、定数的には現行の２名とするということで提案させていただいておりますので、各会派の御賛同をいただければと思います。
　以上です。

弘田委員長　　このことに対して御意見があれば。

岡田(芳)委員　　日本共産党も、定数１をできるだけ少なくする、多様な意見が県議会に反映されるようにする、そして、人口と定数の逆転現象を解消するという基本姿勢で独自の案も出させていただきましたけれども、意見集約も必要だということで県民の会の皆さんとも協議しながら、共産党は独自案を取り下げて、県民の会の案に賛同するということで会派として話し合ったということを報告しておきたいと思います。

西内委員　　我が自由民主党会派は、次の理由からこの案に反対であります。
　第１に、新たな合区は我が会派の基本的な立場とは相容れません。我々は参議院議員選挙における合区の解消を国に強く求めており、県議会が全会一致で国に提出した意見書とも軌を一にするものであります。その我々が、足元の県議会において過疎地域の切り捨てにつながる新たな合区を進めることは、明らかな自己矛盾であります。
　第２に、香美市と長岡郡・土佐郡の合区は、結果的に長岡郡・土佐郡の地域の代表を事実上失わせるものであります。長岡郡・土佐郡は現に独立した一つの選挙区として１議席を有しております。これを人口の多い香美市と合区すれば、２つの議席はいずれも香美市から選出される蓋然性が極めて高いと言わざるを得ません。現に、本県の２人区である宿毛市・大月町・三原村選挙区では２人とも宿毛市から、吾川郡選挙区では２人ともいの町から選出されているのが実態であります。複数人区は数の論理によって人口の多い自治体に議席が集中するのであり、これは参議院の合区によって地域の声が国政に届きにくくなったことと同じ事態を県政に持ち込むものにほかなりません。本山町・大豊町・土佐町及び大川村から成る当該地域は、人口9,552人、面積約756平方キロメートルに及び、その中には人口339人の大川村も含めます。この地域が長年にわたり代表を県政に送ってきた仕組みを維持していきたいと考えております。
　第３に、土佐市と吾川郡の合区も同様に認められません。これまた新たな合区にほかならず、広域の合区選挙区に解消されることになるため

であります。
　第４に、いわゆる逆転現象は合区という手段によらずとも対応が可能であると考えます。定数訴訟においても、逆転が選挙区間の定数差１にとどまり、人口比例による定数との乖離が僅かである場合には適法とされてきました。単独の市である土佐市、香美市の１議席はこの許容される範囲内にあり、地域の代表を失わせる合区は手段として過剰であります。
　第５に、人口減少のもとでいかにして地域の代表を確保するかは、本県のみならず全国の都道府県議会に共通する制度的な課題であります。全国都道府県議会議長会においても制度の見直しが現に議論されております。こうした全国的な議論が進められている最中に本県が先んじて合区を進めることは拙速であり、避けるべきであると考えます。
　以上です。

依光委員　県民の会の御提案ですが、私は香美市の当事者として少し心配をします。というのも、議員はやはり中山間や過疎地域の意見をどうやって県政に届けるかが重要になってこようかと思います。先ほど自民党からも出たように、香美市と長岡郡・土佐郡が合区になると、やがて香美市から２名選出される。そうすると、中山間の声が廃れてくると思います。そういう面で、私はこの案に賛成ができません。

弘田委員長　次に、自民党から改めて、現行どおりとする案についての補足説明がありましたらお願いします。

西内委員　修正文を出させていただきました。追加事項と事実誤認があったので修正した部分があります。
　２ページの３選挙区別議員定数については、公職選挙法第15条第８項のただし書、すなわち「特別の事情があるときはおおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」との規定を適用し、中山間地域への配分を重視した定数とすることを提案いたしました。
　具体的には、高知市については配当定数は18議席となりますが、これを15議席に据え置き、調整分の３議席を宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区、中土佐町・梼原町・津野町・四万十町選挙区にそれぞれ１議席ずつ振り分けるものであります。
　高知市を15議席に据え置く理由は、ただし書の趣旨を踏まえ、沿岸都市部の議席を一定程度抑え、その分を中山間地域に振り分けることで、双方の声がバランスよく県政に届く仕組みを担保するためであります。15議席という水準は現行条例と同じであり、議員１人当たりの人口は２万625人と、複数の議席を有する南国市選挙区２万2,706人と同程度の水準にあり、地域間の均衡を考慮した範囲内にとどまるものと考えます。
　調整分を３議席とした理由は、人口比例の原則による高知市の配当定数18議席と現行条例の定数15議席との差が３議席であることによるものであります。人口動態の急変動を下げつつ、中山間地域に十分な議席を確保するための水準として適切と判断しております。

振り分け先として、宿毛市・大月町・三原村選挙区、吾川郡選挙区、中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区の３選挙区を選定した理由は次のとおりであります。

第１に、いずれの選挙区も配当基数が１を超えているにもかかわらず、基礎配当のみでは１議席にとどまり、ただし書による調整の正当な対象であること。

第２に、いずれも複数の市町村で構成される広域選挙区であり、複数の基礎自治体と県とのつなぎ役、補完機能を担うこと。また、県都から遠く面積が広いことを踏まえれば、複数の議席を確保する必要があること。

第３に、いずれも広大な面積を占める中山間選挙区であり、宿毛市・大月町・三原村選挙区は474平方キロメートル、吾川郡選挙区は804平方キロメートル、中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区は1,270平方キロメートルにおります。３選挙区を合わせれば県土全体の３分の１を超え、議員１人で全域に目配りすることは現実的でなく、複数の議席とすることが地域代表機能の確保に直結するものであります。

こういったことから、振り分け先は前述の３選挙区とすることが妥当と判断したものであります。

４いわゆる逆転現象について、人口規模と議席数の間に一部逆転が生じていることは我が会派も問題と認識しており、県民の皆様への説明責任を十分に果たす必要があると考えております。

以下にその考え方を申し述べます。

第１に、法的な根拠についてであります。ただし書の規定は人口のみで定数を定めることができない特別な事情がある場合に対応するためのものであり、高知県の中山間地域の実情はまさにこれに該当します。ただし書を適用すること自体は、合法かつ合理的な選択であります。定数訴訟においても、裁判所は逆転現象の数や選挙区間の定数差が一にとどまるか、人口比例による定数との乖離の程度といった要素を総合的に勘案して判断しており、近年はただし書の適用により最大格差の縮小が図られ、その乖離も僅かであることなどを踏まえ、適用とする判断がついております。

第２に、定数配分の考え方についてであります。本県は、広大な中山間地域を擁しており、歴代の特別委員会は人口の多い高知市の議席を一定程度抑え、その分を複数の市町村で構成される広域の選挙区に振り分けるという考え方を公職選挙法第15条第８項のただし書の適用によって一貫して維持してまいりました。宿毛市・大月町・三原村選挙区や吾川郡選挙区に複数の議席を確保してきたのは、この考え方によるものであります。いわゆる逆転現象は、この配分の考え方をとる以上、算術的に避けがたく生じる帰結であります。

すなわち、複数市町村で構成される広域選挙区にただし書を適用して複数議席を確保する一方、単独の市には人口比例の原則はそのまま及んで１議席となるため、これらの市の議員１人当たり人口が広域選挙区よりも相対的に大きくなるという関係が生じます。複数市町村で構成される中山間地域の広域選挙区において、地域の代表を確保するというただし書適用の積極的な根拠を欠くものと考えます。

第３に、中長期的な視点についてであります。選挙区制の在り方そのものに立ち入った抜本的な見直しが今後の課題にあることは、歴代の委員会報告書も指摘してきたところであり、我が会派もこれを認識しております。もっとも、これは本県のみで完結する問題ではなく、人口の減少のもとでいかにして地域の代表を確保するかという全国の都道府県議会に共通する制度的な課題であります。

全国都道府県議会議長会においても、選挙区制を維持することを前提に、人口の少ない地域の議員定数を確保するための制度の見直しが現に議論されております。数値の動きに応じて個々の選挙区の定数を場当たり的に増減させるのではなく、こうした国全体の制度の見直しの動向を見極めることこそが、県民にとってよりよい制度設計になるものと考えます。

５は、重複いたしますけれども、国における選挙区制度見直しの動向についてであります。人口減少と都市部への人口集中が進む中において、人口比例の原則を機械的に適用し続けることが、地域の代表機能の低下や住民自治の空洞化を招きかねないという問題意識は全国の都道府県議会が共有することであります。

現在、全国的な場において、選挙区制を維持することを前提に、人口の少ない地域の議員定数を確保するための制度の在り方、強制合区の基準の見直し、公職選挙法第15条第８項のただし書の再構成、特例選挙区の適用拡大などが検討され、その取りまとめが進められております。

我が会派としてはこうした国全体の制度見直しの議論の推移を注視し、見守りつつ、地域の代表を確保するという観点を踏まえ、拙速な区割りの変更、とりわけ合区は避け、現行の枠組みを維持することが現時点における高知県議会の判断して適正、適切であると考えます。

以上の考えから、自由民主党会派は逆転現象の存在を認識しつつも、今回の委員会では、現行の区割りと定数の枠組みを維持することが高知県のあるべき姿に沿うものと判断いたしております。

皆様の御賛同を心よりお願い申し上げます。

以上でございます。

弘田委員長　はい。

これに対して御意見があれば御協議願います。

塚地委員　ありがとうございました。

根本的な問題提起という形で広く御意見をいただいたんですけれども、私どもは当初に、この委員会に対して何が課題で何が問題なのかということについて、１人区が多すぎて民意が反映できない議会構成になっているのではないかといった問題点などを既に県民の会も文書で出しておりますし、私どもも、もともとの問題点としては出しておりますので、あえて一つ一つに反論は申し上げませんけれども、そこを酌んで私どもの意見を報告にぜひ記述をお願いをしたいと思います。

弘田委員長　ほかにございませんか。

依光委員	先ほどの自民党の意見で少し気になるのは、土佐市と香美市を同一に単一選挙区として考えられてるけれど、事情は全く違う。黒潮町は合併して合区として強化すべきということでやっているけれど、土佐市と香美市は決してそうではない。広さも土佐市を１とすれば、香美市は５倍強あります。１村２町が合併した市であって、本当にそこにくるまでは大変だった。今回の見直しで２議席と考えられる場合に、私はそうすることで隅々までの意見を徴収することができる、上げることができると思ったわけです。 しかしながら、今回は厳しいかも分からないけれど、やはりこれから中山間、過疎地域の声をどう上げていくか、そこをきちっと議論してやっていかなければならないのではないかということをすごく感じています。 全国議長会でも合併した市町村が広大な広さの中で人口も減り、それをどうするかというのを議論されている。次回はその意見を参考にしながら、高知県にふさわしいやり方や見直しも必要になるだろうと思いますけど、その中で、香美市を単独の市選挙区というような考え方はしないでほしいと思います。
弘田委員長	ほかにありますでしょうか。 それでは御意見も出尽くしたものと存じますので、この件につきましては、採決により決定したいと存じますが御異議ありませんか。 （な　し）
弘田委員長	それでは採決を行います。 まず、県民の会の案に賛成の委員の挙手を求めます。 （賛成委員、挙手）
弘田委員長	はい。４人ですね。 挙手少数であります。よって、本案は否決されました。
西森(雅)副委員長	委員長。
弘田委員長	はい、西森副委員長。
西森(雅)副委員長	私ども公明党は、先ほど県民の会の案に賛成したところであります。必要最小限の変更で人口逆転が解消できるという県民の会の案に賛成をしましたけれども、否決になったところであります。 そこで、緊急提案をさせていただきたいと思います。 先ほど依光委員からも少しお話がありましたけれども、香美市、土佐市、そして宿毛市・大月町・三原村、吾川郡が逆転をしている状況、この人口の逆転は前回もその状況があり、また今回もその状況で決定をするということにはやはり疑問を呈させていただきたい。

そこで緊急提案として、今の宿毛市・大月町・三原村、そして吾川郡が定数２になっておりますけれども、ここをそれぞれ定数１にして、逆転現象が生じている土佐市、香美市を定数２にする案を提案させていただきたいと思います。

弘田委員長　ただいま公明党から、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数はそれぞれ１人増員し、２人とすること。そして、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数は１人削減して、定数１とする案が提案されました。
御意見はありますか。

坂本委員　先ほど最終案として提案して少数否決された県民の会としては、課題は残りますけれども、先ほど来、依光委員が提案されていることや、あるいはこれまで課題になってきた逆転現象の解消の結論を出すという意味においては、今回時間がない中ですけれども、採決をせざるを得ないのではないかと思いますので、採決していただいて結構です。

岡田(芳)委員　先ほど公明党のほうから緊急提案がありましたけれども、ほぼ、私どもの基本的な考えに沿った内容ではないかなと受け止めたところでございます。

弘田委員長　それでは、この案について採決を行います。
公明党の案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員、挙手）

弘田委員長　挙手多数であります。
よって２選挙区については現行どおりとすることが決まりました。
また、３選挙区別議員定数については、土佐市選挙区及び香美市選挙区の定数は、公職選挙法第15条第８項ただし書を適用し、それぞれ１人増員して２人とすること、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区の定数はそれぞれ１人削減して１人とすること。
また、高知市選挙区及び中土佐町・梼原町・津野町・四万十町選挙区の定数は、公職選挙法第15条第８項ただし書を適用し、現行どおりの定数とすることが決定しました。
以上をもって、議員定数問題等に関する検討課題として整理しました７項目の課題につきましては、全て結論を得ることができました。
本委員会が付託を受けました、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数につきましては、この結論をもってその調査検討を終了することにいたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（な　し）

弘田委員長　それではさよう決します。
つきましては、６月定例会におきまして本委員会の報告を行いたいと

存じますので、御了承願います。
　次に、次回の委員会では委員会報告書の案をお示しし、取りまとめを行うこととなりますが、次の協議の場へ申し送る内容として、今後も人口減少や都市部と郡部との人口格差が進行し複数選挙区が強制合区に該当することなども想定されるため、参議院の合区解消の動きや全国都道府県議会議長の提言を受けた後の動き等、国の動向を踏まえつつ、地元の意見や有識者などの第三者の意見も聞きながら抜本的な見直しについて十分な検討をすることを記載しておきたいと思いますが、ほかに何かございましたら御発言願います。

坂本委員　基本的にはそういうことが課題にはなると思うんですけれども、当日見せられるよりは、できたら事前に正副委員長で取りまとめていただいて、事前に各会派にもお示しいただきたいなというふうに思いますが、進め方としてはいかがでしょうか。

弘田委員長　事前に正副委員長で調整した上で、お見せすることとしたいと思います。

2.　その他

弘田委員長　最後にその他として次回の委員会開催日についてであります。
　次回の開催日を決めておきたいと存じます。
　第１候補として、６月19日金曜日はいかがでしょうか。
　午前中議会運営委員会がありますので、開催は午後１時からとしたいと思いますがよろしいですか。
　それでは次回の委員会は、６月19日金曜日午後１時から開催することといたします。
　最後に、その他で何かありませんか。

（な　し）

弘田委員長　それでは、以上で本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。